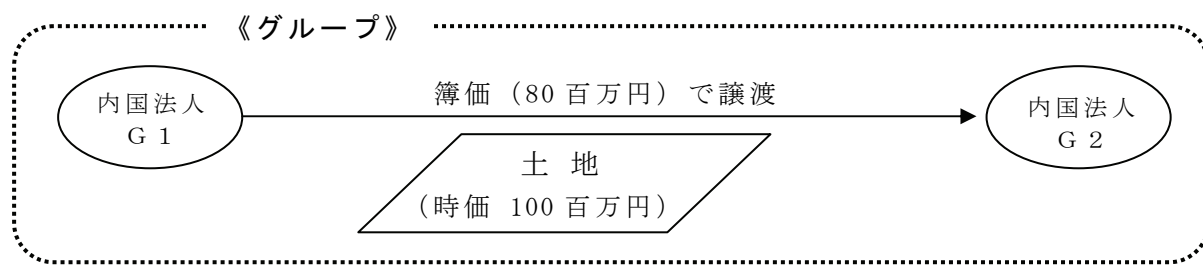


問 10 譲渡損益調整資産（非減価償却資産）を簿価により譲渡した場合の課税関係

問 内国法人G1は、完全支配関係を有する他の内国法人G2に対して時価100百万円の土地をG1の帳簿価額80百万円で譲渡することとしました。

帳簿価額で譲渡することとした理由は、グループ法人税制の創設によって、①完全支配関係がある法人間の譲渡損益調整資産の譲渡による譲渡利益額は繰り延べられることとされ、また、②時価と帳簿価額との差額をG1において寄附金の額とし、G2において受贈益の額としても、寄附金の損金不算入及び受贈益の益金不算入規定により、いずれの法人においても所得の金額に影響がないと思われるからです。

- (1) このように譲渡損益調整資産を帳簿価額で譲渡した場合には、G1及びG2の所得の金額に影響がないことから、税務上もG1の土地の譲渡対価の額を帳簿価額である80百万円とし、G2の当該土地の取得価額を80百万円としてもよろしいでしょうか。
- (2) 仮に(1)の処理が認められない場合には、譲渡法人G1及び譲受法人G2は、それぞれどのような申告調整を行う必要がありますか。



答

- (1) G1及びG2の所得の金額に影響があるなしにかかわらず、税務上は時価により譲渡があったものとなりますので、G1の譲渡対価の額は100百万円、G2の取得価額は100百万円として、それぞれ申告調整を行うこととなります。
- (2) 譲渡法人G1は、時価（100百万円）と帳簿価額（80百万円）との差額（20百万円）について、①譲渡利益額（20百万円）の計上と②その繰延べ処理及び③寄附金認容（20百万円）と④その損金不算入処理を行います。
また、譲受法人G2は、⑤受贈益（20百万円）の計上（取得価額の加算）と⑥その益金不算入処理を行います。

【解説】

1 譲渡対価の額と取得価額（低廉譲渡の場合）

(1) 譲渡に係る対価の額（G1の処理）

譲渡損益調整資産に該当する資産の譲渡であっても、資産の譲渡であることには変わりはありませんので、その譲渡に係る対価の額は実際に収受した金銭等の額ではなく、譲渡時の当該資産の価額（時価）によることとなります。

100%グループ法人間の譲渡損益調整の規定（法61の13）は、このことを前提とした上で、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を調整することとしたものです。

したがって、G1における譲渡対価の額は、譲渡損益調整資産である土地の譲渡時の時価（100百万円）となります。

(2) 土地の取得価額（G2の処理）

法人が無償又は低廉により資産を取得した場合でその資産の価額のうち贈与

又は経済的利益の供与を受けたと認められる部分があるときは、その資産の取得のために通常要する価額（時価）が取得価額となります。

したがって、G2が取得した土地に付すべき取得価額は、当該土地の譲渡の時の時価である100百万円となります。

2 譲渡法人と譲受法人の申告調整の概要

1のとおり完全支配関係を有する法人間で帳簿価額により譲渡損益調整資産を譲渡した場合において、譲渡法人、譲受法人がともに会計上も帳簿価額による譲渡と処理しているときには、次の(1)、(2)の区分に応じ、それぞれ次のように申告調整することになります。

(1) 低廉譲渡（時価＞簿価）の場合

譲渡法人においては、時価と譲渡対価の額との差額（以下「時価差額」といいます。）を譲渡利益額として計上した上で、その譲渡利益額の繰延べ処理を行います。また、同額を寄附金の額として認容した上で、その全額を損金不算入とする申告調整を行います。

譲受法人においては、時価差額を受贈益として計上し、資産の取得価額に加算した上で、その全額を益金不算入とする申告調整を行います。

譲渡法人の税務処理	譲受法人の税務処理
<ul style="list-style-type: none"> 〔・譲渡利益額の計上 〔・譲渡利益額の繰延べ（益金不算入） 〔・寄附金認容 〔・寄附金の損金不算入 	<ul style="list-style-type: none"> 〔・受贈益の計上 〔・受贈益の益金不算入

(2) 高額譲渡（時価＜簿価）の場合

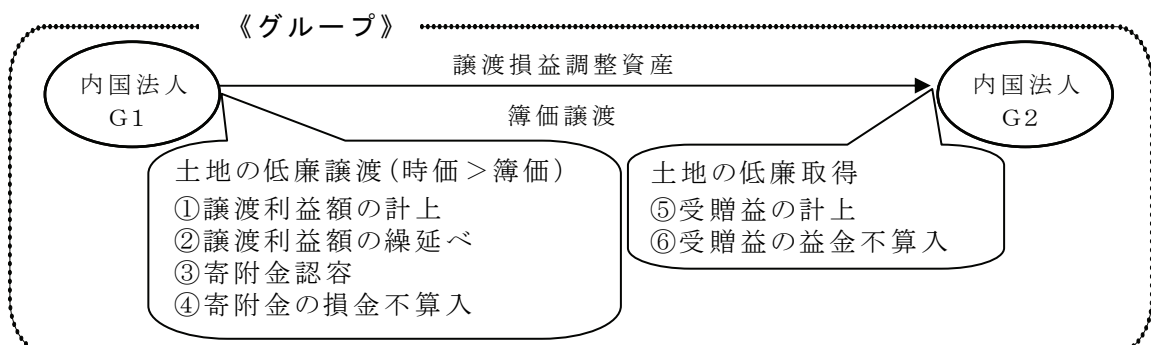
譲渡法人においては、時価差額を譲渡損失額として計上した上で、その譲渡損失額の繰延べ処理を行います。また、同額を受贈益として計上した上で、その全額を益金不算入とする申告調整を行います。

譲受法人においては、時価差額を寄附金の額として認容し、資産の取得価額から減算した上で、その全額を損金不算入とする申告調整を行います。

譲渡法人の税務処理	譲受法人の税務処理
<ul style="list-style-type: none"> 〔・譲渡損失額の計上 〔・譲渡損失額の繰延べ（損金不算入） 〔・受贈益の計上 〔・受贈益の益金不算入 	<ul style="list-style-type: none"> 〔・寄附金認容 〔・寄附金の損金不算入

3 具体的な申告調整例

お尋ねの場合には、低廉譲渡に当たりますので、具体的な申告調整等は次のとおりとなります。



《税務仕訳等》

(単位：百万円)

内 容	譲渡法人 (G 1) の処理	譲受法人 (G 2) の処理
譲渡時	《会計処理》 現金 80 / 土地 80	《会計処理》 土地 80 / 現金 80
① 譲渡利益額の計上 (法 22②)	《税務仕訳》 現金 80 / 土地 80 未収入金 20 / 譲渡益 20 《申告調整》 譲渡益計上もれ 20 (加算・留保)	
② 譲渡利益額の繰延べ (法 61 の 13①)	《税務仕訳》 譲渡損益調整勘定繰入額 (損金) 20 / 譲渡損益調整勘定 20 《申告調整》 譲渡損益調整勘定繰入額 20 (減算・留保)	
③ 寄附金認容 (法 22③)	《税務仕訳》 寄附金 20 / 未収入金 20 《申告調整》 寄附金認容 20 (減算・留保)	
④ 寄附金の損金不算入 (法 37②)	《税務仕訳》 寄附金損金不算入 20 / その他流出 20 《申告調整》 寄附金損金不算入 20 (加算・流出)	
⑤ 受贈益の計上 (法 22②)		《税務仕訳》 土地 100 / 現金 80 / 受贈益 20 《申告調整》 受贈益計上もれ 20 (加算・留保) ※ 上記の留保は、土地の取得価額の増加となる。
⑥ 受贈益の益金不算入 (法 25 の 2)		《税務仕訳》 受贈益益金不算入 20 / その他流出 20 《申告調整》 受贈益益金不算入 20 (減算・流出)

《別表記載例》

譲渡法人（G1）

別表四

（単位：円）

区分			総額	留保	社外流出	
加算	譲渡益計上もれ		20,000,000	① 20,000,000		
	小計	13	20,000,000	20,000,000		
減算	譲渡損益調整勘定繰入額		20,000,000	② 20,000,000		
	寄附金認容		20,000,000	③ 20,000,000		
	小計	25	40,000,000	40,000,000		
	寄附金の損金不算入額	27	20,000,000		その他	④ 20,000,000
	所得金額又は欠損金額	44	0	△20,000,000		20,000,000

別表五（一）

区分	期首	減	増	期末
未収入金		③ 20,000,000	① 20,000,000	0
譲渡損益調整勘定（土地）		② 20,000,000		△20,000,000
計		40,000,000	20,000,000	△20,000,000

譲受法人（G2）

別表四

区分			総額	留保	社外流出	
加算	受贈益計上もれ		20,000,000	⑤ 20,000,000		
	小計	13	20,000,000	20,000,000		
減算	受贈益の益金不算入額	18	20,000,000		※	⑥ 20,000,000
	小計	25	20,000,000			20,000,000
	所得金額又は欠損金額	44	0	20,000,000		△20,000,000

別表五（一）

区分	期首	減	増	期末
土地			⑤ 20,000,000	20,000,000
計			20,000,000	20,000,000

【関係法令】

法 22②③、25 の 2、37②⑧、61 の 13①

基通 12 の 4 - 1 - 1